

令和3年3月25日

川西市議会議長

平岡 譲 様

厚生文教常任委員長

大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和3年3月4日、19日)

1. 議案第5号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、予防接種による健康被害に関わる2つの付属機関において、審議内容に重複する部分があることから、「川西市予防接種健康被害審査会」を廃止し、「川西市予防接種健康被害調査委員会」に統合するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本改正は、今般の新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)に係るワクチン接種開始を前に組織を整理するものと理解しているが、調査委員会に統合することで、審査会の担任事項にあった「補償等についての調査審議」といった項目が削除されることとなる。今後、補償問題をどのように取り扱うのか伺いたい。

答 両付属機関は、実際に案件が発生したことを受けて設置したのではなく、国の方針を受けて昭和54年に設置したものであり、補償額については、当初から、市が決定するのではなく、国が補償するための調査を市が担うという位置づけである。

具体的には、調査委員会による調査結果に意見書を付して県・国へ進達し、これによって国が障害の級数や金額を決定し、補償することとなる。

問 委員数を10人以内としていた審査会が廃止され、調査委員会に統合されると、委員数は7人以内に減少することとなる。この後、規則で定めることとなる委員構成について伺いたい。

答 現在、規則による調査委員会の構成は、伊丹保健所長、県の推薦による専門医師2名、市医師会員3名、市職員として健康増進部長1名となっており、この統合を機に、小児科医師を構成員とする規則の見直しも視野に入れている。

問 新型コロナワクチンでは、副反応の疑いがある事例は国へ報告しなければならないが、これに対する当該付属機関のかかわり方について伺いたい。

答 副反応疑い報告は、そのワクチンごとに定める期間内に所定の症状が発現した場合に国へ報告するものだが、健康被害の原因が副反応であるとは限らないため、調査委員会では、障がいや死亡につながるような深刻な案件であれば、当事者に申請を勧めるなど、当事者はもとより県とも相談しながら手続きを進めることとなる。

特記事項

議案質疑資料あり(1 .それぞれが設置された経緯、目的、組織構成・人員等の詳細 ほか)
審査結果 原案可決(全員賛成)

2 . 議案第 8 号 川西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、第 8 期介護保険事業計画の策定等に伴い、介護保険料を現在の 5 万 6 2 8 0 円から 6 万 2 4 0 0 円に改定を行うとともに、税制改正に伴う基礎控除の引き上げ等が加入者の保険料の算定等に影響を及ぼさないようにするため条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 介護保険制度は創設から 2 0 年が経過し、この間、本市では保険料を据え置くことなく逡増しており、令和 3 年度からの第 8 期介護保険事業計画の保険料についても月額 4 6 9 0 円から 5 2 0 0 円と増加することとなる。制度を安定的に継続するため、介護保険給付費準備基金を全額取り崩せない事情は一定理解するものの、コロナ禍における高齢者の厳しい生活実態を勘案すると、準備基金を活用しながら保険料を少なくとも据え置くべきと考えるが、この点について市の考え方を伺いたい。</p> <p>答 コロナ禍の影響がある中で保険料を引き上げることは、市にとっても非常に難しい判断であった。しかし、本市の高齢化率や認定率の推移等を考慮すると、今回据え置くと第 9 期で急激な引き上げを要する可能性があり、保険料増加をなだらかにするとともに、必要なサービスや基盤整備に対する応分負担の考え方に基づき、今回は引き上げという判断に至ったものである。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり((1) 第 8 期介護保険事業計画における保険料額の算定 ほか)</p>
<p>審査結果 原案可決(賛成多数)</p>

3 . 議案第 9 号 川西市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、税制改正による基礎控除の引き上げ等が受給者の所得判定に影響を及ぼさないようにするほか、ひとり親に対する控除の見直しに伴う規定の整理を行うとともに、新たに兵庫県が訪問看護療養費に対する助成を実施することに協調し、本市の福祉医療費助成制度の拡充を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
--

<p>質疑の概要</p> <p>問 在宅の重度障害者等の訪問看護ステーション利用は近年全国的に増加しており、議案質疑資料によると、本改正による影響人数は15人ということであるが、本市においても今後増加していくと見込んでいるのか。</p> <p>答 15人という数字は直近のレセプトから拾い上げたものであり、同じく重度障がい者の訪問看護を対象とする県の補助制度の利用状況から見ると、本市では近年顕著に増加しているといった印象は受けない。想定は難しいが、今後増加するようなことがあれば予算対応は可能な制度設計となっている。</p>
<p>特記事項</p> <p>議案質疑資料あり（1.第5条第1項の改正による影響人数と影響額について）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4. 議案第10号 川西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、税制改正による基礎控除の引き上げ等が保険税に係る軽減判定所得基準の算定に影響を及ぼさないようにするため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5. 議案第11号 川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、就労している保護者等の利便性の向上を図るため、留守家庭児童育成クラブの開所時間を拡充することに合わせ、育成料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 午後6時30分までの延長育成を本案により午後7時までとするものだが、現在の利用状況と、今後の利用見込みについて伺いたい。</p> <p>答 令和元年度実績では、育成にかかる登録者数が月平均1095人となっており、このうち延長の利用者は月平均284人である。今後の見通しとしては、登録者数の20%程度が午後7時までの延長育成を利用すると見込み、月当たり230人と予想している。</p>

問 今回のさらなる延長と併せて、規則改正により土曜日や長期休業中の開所時間についても現行の午前 8 時 30 分から 8 時に拡充することであるが、支援員の確保がさらに難しくなることが危惧される。この点に対し、市としてどのような方策があるのか伺いたい。

答 今回の延長育成と開所時間の変更により、支援員の勤務時間が年間 1 万 4 0 0 0 時間程度増加することとなる。支援員については、本年 1 月末に市内全戸にチラシを配布して募集しているもので、今後とも、さらに求人誌や有料インターネットサイト等を用いて必要人数の確保に努めていきたい。

問 延長の一時利用については、今後 7 時まで利用する場合は、午後 6 時 30 分までの 600 円に加えて 200 円が必要となるが、この算出根拠を伺いたい。

答 6 時 30 分までの 600 円が 5 時から 1.5 時間分であるため、30 分当たり 200 円と算出したものである。

問 いわゆる学童保育については、人員確保などの運営に苦慮した結果、民営化へ舵を切る自治体が全国的に散見されるが、本市における民営化の検討状況はいかがか。

答 民間活用については、今後クラブを維持していく上では検討を避けて通れない状況となってきたが、放課後の児童に対する支援はあくまで市の責務と認識している。公営・民営それぞれにメリットがあることから、どこまで民間活用するかを含め、役割分担については今後研究していきたいと考えている。

問 長期休業中等の開始時間である午前 8 時頃は車の交通量の多い時間帯であり、一方、延長の午後 7 時は、冬場であれば日が落ちている。子どもの登下校の取り扱いはどうなっているのか伺いたい。

答 朝は特に集団登校とはなっておらず、一定の支援を要する児童のみ保護者の付き添いをお願いしており、延長利用時の下校については、必ず保護者のお迎えをお願いしている状況である。

特記事項

議案質疑資料あり(1.開所時間変更に伴い、想定するそれぞれの影響人数と影響額について ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)

議案の概要

第1表 歳出第3款民生費。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第6目上水道費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費を除く全部。第10款教育費。第12款、第1項公債費のうち第1目元金。

質疑の概要

第1表 歳出

第3款 民生費

問 コロナ禍に係る国の緊急経済対策である特別定額給付金給付事業において4240万円減額しようとしている点に関して、これを人数に換算すると424人分ということになるが、受給の意思はあるのに未申請となった人がいなかったかなど、減額の理由を伺いたい。

答 申請勧奨を何度も行い、関係所管と連携をとった上で調査や自宅訪問も行うなど、市として最大限尽力したものの、結果として連絡のつかなかった居所不明の人がこのほとんどを占めている。しかし、中には住民登録を残したまま渡航したもののコロナ禍により帰国できないなど、一定の事情を抱えた方も一部含まれていることを確認している。

問 同じく国のコロナ対策である低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金については、児童扶養手当受給世帯を主な対象としていたが、今回の補正では、当初の見込みより対象者が少なかったとして給付金は2892万円、児童扶養手当は3811万9000円減額されようとしている。そこで、対象者数減少の要因について、市としてどのように分析しているのか伺いたい。

答 本市では、出生数の減少に比例してひとり親家庭への児童扶養手当の支給対象世帯が前年度から約50世帯減少しており、臨時特別給付金の対象世帯数も同様に減少しているものと考えている。

答 児童扶養手当には所得制限があり、家庭の経済状況等により受給者数も変動があるため、児童数の減少と併せて今回は減額となっているものである。

臨時特別給付金の減額要因は、1つは基本給付における児童扶養手当受給世帯と同水準となる家計急変世帯の見込みが難しかったこと、もう1つは、追加給付における児童扶養手当受給世帯の家計急変について、基本給付世帯の8割と見込んでいたものの、6割程度にとどまる見通しとなったためである。

この点については、8月に対象者から児童扶養手当の現況届を提出いただく際、窓口で追加給付の案内に努めた結果、2月末までの期限では実際に6割程度であったことを確認している。

問 生活困窮者自立支援事業では、コロナ禍に伴う経済状況の悪化による相談者数の増加に対応するためパートタイム会計年度任用職員を1名配置する経費を追加しようとしているが、現状でどの程度増加しているのか伺いたい。

答 1月末時点の新規相談者数は昨年同時期の約3倍に達しており、このうちコロナ禍の影響がある方の割合は約66%となっている。これらの方に金銭面での対応を要する場合は、住宅確保給付金のほか、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けを案内し、本事業では必要に応じて相談を継続している。

第4款 衛生費

問 母子保健推進事業において、3歳児健診での視機能検査の精度を向上させるため、スポットビジョンスクリーナーを導入するとともに、当該検査に従事する看護師等の関連経費を計上している点に関して、実施体制や対象を3歳児とした理由を伺いたい。

答 健診対象年齢は、子どもの視力が生後3カ月から6カ月ぐらいまでに急激に発達し、1歳半から2歳でピークを迎えることから、ある程度安定する3歳児が望ましいと考えている。

令和3年度では、スポットビジョンスクリーナーを2台導入すべく所要経費を計上しており、実施に当たっては1回の健診に看護師2名を配置することとしている。なお、異常が発見された場合は紹介状により医療機関につなげるよう、今後、医師会と詳細について調整する考えである。

問 当該検査機器は、保護者に抱っこされた状態でわずか数秒で屈折異常が検査できるもので、近隣市での導入事例を仄聞しているが、異常の発見率といった機器の精度は確認しているか。

答 先進自治体に見学に行った際に確認したところ、1回の健診で1から2人程度を医療機関に紹介していると聞き及んでいるが、これには経過観察者も含まれ、全てが異常というわけではない。こういった検査結果をどう医療機関につなぐのかについては医師会との調整が今後必要だが、いずれにせよ可能な限り早い段階で医療につなげ、子どもの成長を安心して見守ることができる体制が必要であると考えている。

第10款 教育費

問 国の交付金を活用し、次年度へ繰り越した上で市立小・中学校のトイレ改修を実施するとのことであるが、市教委としては全て洋式化していく方針か。また、

今回工事を行う対象校について伺いたい。

答 市教委としては、全ての学校トイレについて乾式により洋式化していく方針である。

答 工事対象校は、小学校が加茂、川西、多田、多田東、けやき坂、北陵の6校、中学校は川西南と川西の体育館、清和台の3校である。

問 同じく国の交付金により、加茂小学校、川西小学校、清和台中学校において学校施設長寿命化・大規模改修を実施することであるが、本補正計上とともに繰越明許費として補正しようとする考え方について伺いたい。併せて、近年は夏場の熱中症が危惧され、避難所として用いられることもあることから、体育館に空調機器を設置する考えはないか伺いたい。

答 今回の改修経費は、国の補正予算等に伴う交付金を活用しようとするもので、今回、国の学校施設環境改善交付金を財源として令和2年度補正予算に計上し、繰越したうえで令和3年度に事業を実施しようとするものである。これにより、国の交付金を有効に活用できるほか、市債の充当率が大きくなるなどのメリットがある。

答 空調については、PFI事業により教室等に空調が整備されており、今回は加茂小学校南棟の空調設備のみ更新対象としているものの、体育館に設置する予定はない。

答 体育館への空調設置の必要性は市として認識しているが、これまでの経過として、まずは耐震化工事、その次に個別教室への空調整備、今回が大規模改修と、全校を対象とする工事は多額の費用を要することから順を追って取り組んでいるもので、体育館については、当面の間、換気扇やスポットクーラーにより対応する考えである。

問 今年度は、コロナ禍に伴う学校休業により学習面に不安を覚える中学生を対象として、市内7公民館でコーチングによる学習支援を実施しており、次年度も継続するため、中学生学習支援事業において委託料3000万円を計上しているが、今年度における事業の有効性について市の認識を伺いたい。

答 昨年12月時点で中学生全体の8%に当たる333人が利用しており、参加時のアンケートでは「親に勧められて来たが乗り気ではない」という回答が半数程度あったが、最後のアンケートでは、参加してよかった、来年度もあれば参加したいという肯定的な声が9割に達し、内容に対する満足度も97%と非常に高い結果となった。このため、事業としての有効性を認め、次年度も実施しようとする。

るものである。

問 当該学習支援には、3つの問題点があると認識している。1つ目は、地域の方々が公民館において過去から手弁当で行ってきた学習支援への配慮を欠いたこと、2つ目は、支援教科を高校受験において重要な数学と英語に特化し、その他の教科は対象としていないこと、3つ目は委託事業者が公民館を使用させ、市の収入として貸館使用料が得られない状態となっていることである。これらの点について、市の考え方を伺いたい。

答 1点目の地域に根差した活動については、今後も各地域での広がりを期待するところであるが、子どもたちが置かれた学習環境や家庭の経済状況に対するコロナの影響は想像以上に大きく、これによって不安や悩みを抱えることとなった子どもたちに手を差し伸べることは市の重要な役割であると認識し、本事業を実施しているものである。

2点目は、本来は他の教科も取り扱うことが良いといった認識はあるものの、積み重ねを要し、つまりくと自分では回復が難しい数学と英語に今年度は絞ったということであり、次年度については今年度を総括した上での検討となる。

3点目の貸館使用料については、子どもたちへの学習支援は市の重要な役割であるとともに、子どもが地域の施設に足を運ぶこと自体にも意味があると考えていることから、事業者から使用料を徴することは考えていない。

問 教育情報推進事業において、新たに導入しようとしている学校テスト採点集計システムについては、教員の事務における時間短縮が期待されることから、詳細を伺いたい。

答 当該システムでは、子どもの学習履歴のデータ化により個別に得意・不得意分野が把握できるほか、集団全体の傾向を集約して次の学習に生かすことができることに加え、これらのデータはエクセルデータに変換できるため、成績表での評価に活用することができる。現在、中学校2校で先行的に導入し、定期テストでの活用において成果を確認したことを受け、次年度から全校で導入するものである。

第12款 公債費

質疑なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第16号 令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）

議案の概要
<p>本案は、一般被保険者療養給付費の追加などにより、歳入歳出予算にそれぞれ2億3991万5000円を追加し、予算額を154億1352万9000円にしようとするもの。</p>
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

8. 議案第17号 令和2年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）

議案の概要
<p>本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の追加などにより、歳入歳出予算にそれぞれ1億1327万1000円を追加し、予算額を35億3552万2000円にしようとするもの。</p>
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

9. 議案第18号 令和2年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第6回）

議案の概要
<p>本案は、介護給付費の増額、認定審査会委員報酬及び認定調査委託料の減額などにより歳入歳出予算にそれぞれ8289万1000円を追加し、予算額を137億8493万7000円にしようとするほか、介護事業者支援補助等の事業完了が翌年度になると見込まれるため、繰越明許費を設定しようとするもの。</p>
質疑の概要
<p>問 介護認定審査会事業において470万円、認定調査事業において895万7000円を減額する一方で、居宅介護サービスをはじめとする給付費は増額しようとしている点については、コロナの影響により介護認定の機会は減少したものの、サービスの需要は高まったという理解でよいか。</p> <p>答 認定審査会費、認定調査費の減額については、コロナ対策に伴う要介護認定の臨時的な取り扱いとして、希望により認定有効期限が1年間延長できることとなったため、件数そのものが減ったことが減額の要因である。</p>

給付費の増額については、コロナの影響を否定しないが、補正の理由は当初予算と決算見込みとの差によるものである。

問 包括的支援事業では、コロナに起因する高齢者虐待の防止に向けた啓発を継続する必要があるため、パンフレット増刷費用として需用費に99万7000円を追加しようとする点に関して、増刷の理由を伺いたい。

答 パンフレットは昨年9月に5000部作成し、主に地域包括センターや消費生活センター、社会福祉協議会、民生・児童委員、市内介護事業所等で配布しており、好評な内容で配布が進んでいるため、今回、増刷するものである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

10. 議案第33号 令和3年度川西市一般会計補正予算（第12回）

議案の概要

本案は、新型コロナウイルスワクチンの接種に関して、国が自治体に交付する接種体制確保事業費補助金を増額することから、本市において令和3年2月5日付で専決処分した令和2年度一般会計補正予算（第10回）のうち、ワクチン接種に係る予算について、本市の接種体制に合わせた歳出予算の組み替えを含めて、ワクチン接種体制確保等に係る歳入歳出予算の補正並びに繰越明許費の変更を行おうとするもの。

質疑の概要

問 予防費人件費における270万円追加については、職員の時間外手当に充当することであるが、これは、ワクチン接種のため雇用する看護師の分も含まれるのか。

答 現在は集団接種を中心として接種体制を構築中であり、実施する曜日についても調整段階ではあるが、土日も想定しているため、会場統括を行う職員分として計上している。看護師については会計年度任用職員として雇用するため、予防接種事業における報酬により対応することとしている。

問 予防事業では、ワクチンを保管する超低温冷凍庫（-75℃対応ディープフリーザー）に関して、先行接種を実施した医療機関で電力不足による停止が確認されていることから、市における対応方針のほか、停電の際の対応についても併せて伺いたい。

答 国からは当該事象により保管中のワクチンが使用不能となった事案を確認した旨の通知が届いており、現在保健センターに1台配置している冷凍庫について、現状を確認したところである。その結果、電力不足解消には1つのコンセントかつ1つの専用ブレーカー設置が必要であるため、この修繕に要する費用について、今回計上して

いる需用費の中で対応する考えである。

なお、停電対策については、電源と冷凍庫の間に無停電電源装置を設置する方向で、現在検討している。

問 当該冷凍庫はファイザー社製ワクチン用として、国が全ての市町村に対して最低1台を割り当てると仄聞しているが、実際には何台配置される予定なのか伺いたい。

答 冷凍庫の割り当ては、概ね人口10万人の市町村に最低1台となっているほか、拠点となる基本型施設に1台設置となっており、拠点配置や人口規模等に基づき国に確認した結果、本市には10台が配置されるものと見込んでいる。

しかし、冷凍庫の種類によって保管可能なワクチン数が異なるため、ワクチンの供給量に合わせて増減が必要と想定されることから、この点については毎月国へ報告する中で調整することとなる。

問 ワクチン供給量については日々情報が変化しているところだが、現時点における見通しについて伺いたい。

答 供給量に関しては、高齢者用として4月19日の週に1箱975回分、翌週に1箱975回分といった内容について、県から連絡を受けている。これ以降については、5月9日までに国が4000箱確保することが決まっていることから、これまで1000箱に1箱が本市に配分されている実績からすると、4箱程度供給があるものと見込んでいる。なお、これらの情報は、3月中に周知することを目標として、現在、調整しているところである。

問 ワクチン接種については、65歳以上で長期入院が見込まれる人並びに高齢者施設入所者から始めるということであるが、想定人数を伺いたい。また、次に65歳以上の一般高齢者に接種と考えるが、約5万人いるとされる高齢者のうち、何割が接種すると見込んでいるか。

答 65歳以上で長期入院が見込まれる人は約1000人、高齢者施設入所者は約2000人の計3000人と概算で把握しており、1人2回接種として先ほどの供給見込み量6箱で足りると考えている。

答 65歳以上の接種者の見込みは大変難しいところだが、概ね75%で見込む考えである。

問 集団接種を前提に体制を構築するものの、ワクチン供給量が不透明であるため当面は総合体育館と市民体育館の2カ所を実施するとのことだが、高齢者だけでも5万人

の75%として3万7500人に及ぶことから、どのような体制で臨む予定なのか伺いたい。

また、一部個別接種も必要と思われるが、この体制をどのように検討しているのかについても併せて伺いたい。

答 詳細はこれからの検討だが、国からは11週間の間に2回接種を終了する計画の作成を指示されているため、おのずと1日に接種しなければならない人数は決まってくることから、1会場における必要となるスタッフ、平日及び土日に確保できる体制といった面について関係団体と調整中である。加えて、会場までの交通弱者への配慮や障がい者へのサポートなどについても、今後、検討を加える必要性を感じている。

個別接種については、施設数を増やすと集団接種が手薄になる可能性があること、ワクチンの保管自体が難しいこと、経過観察に対して一定の時間を割かなければならないこと等を勘案すると、多くの接種回数を確保することは困難と考える。しかし、個別接種であれば協力するといった医療機関もあることから、集団接種が難しい個別の事情を抱える方を対象に、あくまで集団接種の補完的な位置づけとして実施することも考えている。

問 市ではコールセンターを開設予定であるとのことであるが、準備状況はどうか。また、接種券送付後は、同センターで予約を受け付けることになるのか。

答 現在、開設準備を進めており、今月中には市民へお知らせできる予定である。

予約については、現在はワクチン供給量が不透明で予約開始時期を見通せない状態であることから、まずは一般的な問い合わせをセンターで受け付けることを想定しており、予約が可能となった段階で改めて市民に受付開始をお知らせする予定である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）